

# 大竹市通学路交通安全プログラム

## [通学路の安全確保に関する取組方針]

平成26年11月28日制定

令和元年11月22日改正

令和4年6月24日改正

大竹市教育委員会

## 1 目的

平成 24 年 4 月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、多数の死傷者が発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生したことから、文部科学省が県教育委員会を通じ、「通学路の安全確保について（依頼）」（平成 24 年 5 月 1 日付け 24 文科ス第 93 号スポーツ・青少年局長通知）において、所管の学校、警察、道路管理者等と連携・協働して通学路の安全点検や安全確保を図るよう依頼がありました。

さらに、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の 3 省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し、関係機関が連携し通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう、各省庁から関係機関に依頼されました。

大竹市教育委員会は、これを受け平成 24 年 8 月から 11 月にかけて市内小学校 6 校毎に、国土交通省広島国道事務所、広島県西部建設事務所廿日市支所及び市建設部土木課の道路管理者、小学校及び PTA 代表の学校関係者、大竹警察署の警察関係者、市教育委員会による合同の緊急点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し、順次対策を実施しました。

そして、平成 26 年 11 月に、通学路の安全確保に向けた取り組みを継続的に行うため、「大竹市通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後も、本プログラムの取り組みの内容について見直しを行いながら、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 大竹市通学路安全推進会議の設置について

通学路の安全確保に向けて関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「大竹市通学路安全推進会議」を設置します。

団体・機関の名称	団体・機関の区分
大竹市小学校長会	小学校・中学校関係団体
大竹市中学校長会	
大竹市 P T A 連合会	
広島県警察大竹警察署	警察行政機関
国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	道路管理行政機関
広島県土木建築局西部建設事務所廿日市支所	
大竹市建設部土木課	
大竹市市民生活部自治振興課	その他の関係行政機関
大竹市教育委員会事務局生涯学習課	
大竹市教育委員会事務局総務学事課	庶務

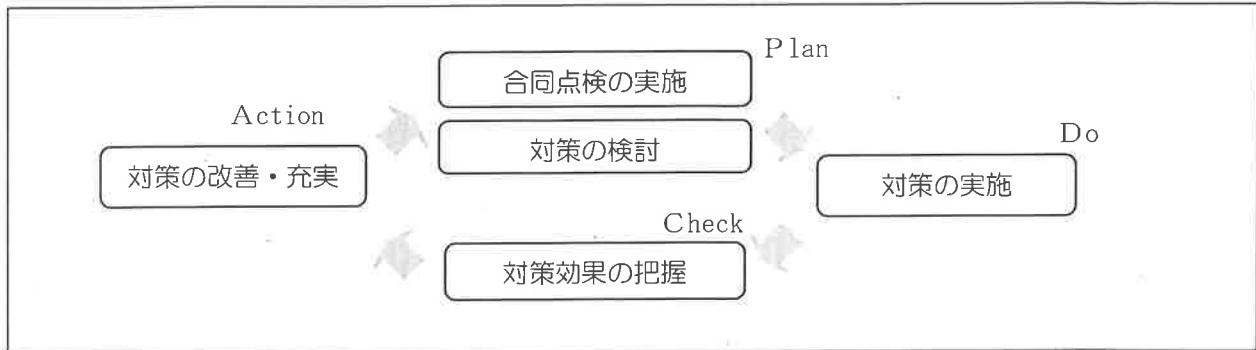
### 3 全体方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年度に実施した緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善及び充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



#### (2) 定期的な合同点検及び対策の実施

##### ① 合同点検の実施・対策の検討

###### ア 合同点検の実施時期等

- 市内の小中学校の通学路について、年に1回程度合同点検を実施します。

###### イ 危険箇所の抽出

- 各学校は、通学路の点検を行うなど、幅広く情報収集し、交通安全の観点に加え、防犯の観点から危険がある箇所を抽出し、抽出した危険箇所の内容、学校として考える合同点検の要否を大竹市教育委員会に報告します。

###### ウ 合同点検実施の調整

- 大竹市教育委員会は、学校からの報告を受けて学校、保護者、道路管理者、警察など、必要と思われる者が参加する合同点検を実施します。

###### エ 対策の検討

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な対策を大竹市通学路安全推進会議において検討します。

##### ② 対策の実施

- 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

##### ③ 対策効果の把握

- 合同点検の結果に基づく対策の実施後、大竹市通学路安全推進会議の場を活用して、実際に期待した効果が上がっているかについて把握します。

##### ④ 対策の改善・充実

- 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

#### (3) 緊急合同点検及び対策の実施

- 実際に通学路において児童生徒が関係する事故が発生するなど、危険性及び対策の緊急性が

極めて高いと判断する箇所については、隨時合同点検を行い、大竹市通学路安全推進会議において、具体的な対策を検討します。

・国等の機関から緊急合同点検の要請があった場合は、その内容に応じて速やかに実施し、対策を検討します。

#### **4 箇所図、箇所一覧表の公表**

合同点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。